（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第五条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号の三、第五号の四、第五号の五、第七号の二及び同条第二項中「財務省」の下に「及び国土交通省」を加える。

（財政融資資金出納及び計算整理規則の一部改正）

第六条　財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表、第九条第一項、第十五条第二項の表、第十五条の二第一項及び第三十二条第七項の表中「何年度財務省」の下に「及び国土交通省」を加える。

（財務省組織規則の一部改正）

第七条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第四項第二号及び第三号中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定については、公布の日から施行する。

（国有財産法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

2　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百三十四条第一項に規定する未完了事業については、第二条の規定による改正前の国有財産法施行細則第十条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「特定国有財産整備特別会計」とあるのは、「財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定」とする。

（旧書式の使用）

3　この省令の施行の際、現に存する第四条の規定による改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（国立高度専門医療センター特別会計の積立金からの繰入れの特例）

4　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則第二条の規定は、厚生労働大臣又はその委任を受けた職員が、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律附則第十条第三項の規定により、国立高度専門医療センター特別会計の積立金に属する現金を一般会計に繰り入れる場合に準用する。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「厚生労働省大臣官房」と記載し、かつ、払出科目として「何年度、厚生労働省所管国立高度専門医療センター特別会計、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、厚生労働省主管一般会計、歳入」と記載しなければならない。

○財務省・厚生労働省令第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第四号の中欄の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人
厚生労働大臣　長妻　昭

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三年」を「六年」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○財務省・農林水産省・経済産業省令第一号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第四条第四号の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省、農林水産省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第九号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

文部科学大臣　川端　達夫

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表及び第五条の表保健体育の項中「体育社会学」の下に「、体育史」を加える。

第五条の表中

福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）

を

福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解

に改める。

第七条第五項第一号ロ中「それぞれ一単位」の下に「又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位」を加え、「心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目一単位」を「心理及び教育課程等に関する科目一単位」に改める。